

都市計画法（以下「法」という。）第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画（京都国際文化観光都市建設計画）生産緑地地区の変更に係る都市計画の案を作成したので、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該案を縦覧に供します。

なお、法第21条第2項の規定において準用する法第17条第2項の規定により、当該都市計画の案について、縦覧期間満了の日までに京都市に意見書を提出することができます。

平成25年 9月17日

京都市長 門川 大作

1 都市計画を定める土地の区域

変更する部分

北区上賀茂向繩手町，上賀茂榊田町，上賀茂岩ヶ垣内町，上賀茂東後藤町，上賀茂西上之段町，上賀茂馬ノ目町，上賀茂赤尾町，大宮西小野堀町，大宮中総門口町，西賀茂蟹ヶ坂町，西賀茂下庄田町，西賀茂樋ノ口町，西賀茂柿ノ木町，大宮南山ノ前町，平野八丁柳町及び大宮西野山町の各一部

左京区上高野口小森町，上高野川原町，上高野大橋町，上高野鷺町，修学院大林町，一乗寺西浦畑町，一乗寺梅ノ木町，一乗寺樋ノ口町，松ヶ崎六ノ坪町，静市市原町，岩倉中在地町，岩倉忠在地町，岩倉西河原町，岩倉下在地町，岩倉南大鷺町，岩倉花園町，岩倉長谷町，岩倉幡枝町及び岩倉中町の各一部

中京区西ノ京小堀池町の一部

山科区西野小柳町，小山御坊ノ内町，小山小川町，髭茶屋桃燈町，音羽伊勢宿町，音羽前田町，音羽山等地，小野御所ノ内町，上花山講田町，勸修寺風呂尻町，勸修寺福岡町，勸修寺西金ヶ崎，勸修寺閑林寺及び西野山射庭ノ上町の各一部

南区西九条西柳ノ内町，上鳥羽奈須野町，上鳥羽西浦町，上鳥羽清井町，久世中久世町三丁目，久世殿城町，久世大藪町及び久世築山町の各一部

右京区太秦樋ノ内町，太秦袴田町，太秦一丁芝町，太秦安井西沢町，嵯峨野東田町，山ノ内北ノ口町，山ノ内西八反田町，西院月双町，西院六反田町，梅津南広町，嵯峨広沢池下町，嵯峨広沢西裏町，嵯峨広沢御所ノ内町，嵯峨観空寺明水町，梅ヶ畑向ノ地町及び梅ヶ畑畑ノ下町の各一部

西京区上桂大野町，桂河田町，桂上野東町，川島野田町，川島東代町，下津林番条町，

牛ヶ瀬西柿町，松室吾田神町及び松尾木ノ曾町の各一部

伏見区向島吹田河原町，桃山町正宗，桃山町大島，醍醐上ノ山町，小栗栖山口町，小栗栖西谷町，小栗栖岩ヶ淵町，日野不動構町，日野林，深草大亀谷大谷町，深草大亀谷東寺町，深草大亀谷大山町，深草大亀谷六躰町，深草関屋敷町，深草大亀谷東久宝寺町，深草西飯食町，深草小久保町，深草坊町，深草真宗院山町，竹田青池町，竹田中島町，竹田中川原町，竹田西内畑町，竹田西段川原町，竹田浄菩提院町，竹田三ツ杭町，竹田北三ツ杭町，下鳥羽東芹川町，下鳥羽西芹川町，横大路朱雀，横大路天王前，横大路鍬ノ本，横大路菅本，横大路一本木，横大路下三栖城ノ前町，横大路下三栖宮ノ後，横大路下三栖東ノ口町，横大路下三栖里ノ内，久我石原町，久我本町，久我御旅町，久我森の宮町，久我東町，久我西出町，羽束師菱川町及び羽束師鴨川町の各一部

2 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

3 縦覧期間

平成 2 5 年 9 月 1 7 日から平成 2 5 年 1 0 月 2 日まで（ただし，土曜日，日曜日及び休日は除く。）

4 縦覧時間

午前 8 時 4 5 分から午後 5 時 3 0 分まで（ただし，正午から午後 1 時までを除く。）

5 意見書の提出

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする方は，住所，氏名及び都市計画の案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を，上記縦覧期間満了の日までに（必着。ただし，郵送による場合は，期間満了の日までの消印のあるものは有効），京都市都市計画局都市企画部都市計画課に直接持参又は郵送（〒 6 0 4 - 8 5 7 1 京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町 4 8 8 番地，京都市都市計画局都市企画部都市計画課），ファックス（ 0 7 5 - 2 2 2 - 3 4 7 2 ）若しくは電子メール（tokeika@city.kyoto.jp）によって提出してください。

6 問合せ先

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

電話番号 0 7 5 - 2 2 2 - 3 5 0 5

（都市計画局都市企画部都市計画課）